

## 旧高倉台西小学校活用事業に関する基本協定書（案）

堺市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、旧高倉台西小学校活用事業（以下「本事業」という。）に関して、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、乙が本事業の事業者として決定したことを確認するとともに、土地の事業用定期借地契約（以下「本契約」という。）の締結に向けた甲及び乙双方の義務について必要な事項を定め、本事業が円滑に実施されることを目的とする。

### （信義誠実の原則）

第2条 甲及び乙は、相互に協力し、信義を重んじ誠実に本協定を遵守しなければならない。

### （事業用定期借地物件等）

第3条 事業用定期借地物件及び乙の事業用定期借地貸付料は、別紙記載のとおりとする。

### （事業用定期借地物件の引渡し）

第4条 事業用定期借地物件の引渡し時期は、平成31年3月までを目処とする。ただし、やむを得ず変更する場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

### （窓口の設置）

第5条 甲及び乙は、引継ぎに向けた協議を円滑に進めるため、双方担当窓口を設置して対応するものとする。

### （募集要項等の遵守）

第6条 甲及び乙は、本事業の遂行にあたり、旧高倉台西小学校活用事業募集要項に記載された事項及び提案内容を基本的に遵守しなければならない。ただし、やむを得ず変更する場合は、甲乙協議のうえ修正するものとする。

### （事業用定期借地貸付料の修正）

第7条 甲は、校舎敷地及びプール敷地の土地の地積確定後、当初の事業用賃貸借提示面積と差異が生じた場合は、最低貸付料との比率に基づき、貸付料を修正するものとする。

### （その他の資産）

第8条 その他の資産の譲渡については、別途協議するものとする。

(秘密の保持)

第9条 甲及び乙は、本事業に関して知り得た相手方の秘密を、事前に相手方の承諾を得ることなく第三者に開示してはならず、また本協定の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、裁判所より開示が命ぜられた場合、乙が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合、及び法律、政令、条例、規則上の要請により開示する場合は、この限りでない。

(本協定の変更)

第10条 本協定の規定は、甲及び乙の書面による合意によらなければ変更することができない。

(本協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から本契約の締結日までとする。

(本契約の締結時期)

第12条 本契約の締結の時期は、平成31年3月までを目処とする。

(管轄裁判所)

第13条 本協定に関する管轄裁判所は、甲の所在地を管轄とする地方裁判所又は簡易裁判所とする。

(疑義の決定)

第14条 本協定に関し疑義のある事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 住所 堺市堺区南瓦町3番1号  
氏名 堺市  
代表者 堺市長 竹山修身

乙 住所 〇〇〇  
氏名 〇〇〇  
理事長 〇〇〇

別紙

物件

旧高倉台西小学校敷地

所在地： 堺市南区高倉台1丁1番1、2番1  
(泉北高速鉄道 泉ヶ丘駅から東へ約700m)  
公簿面積： 22,464㎡  
貸付料： ○○○円